

第 1 回理事会議事録

日時：平成 22 年 7 月 4 日（日）13:00～18:00

場所：一般社団法人日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：中山洋子、野嶋佐由美、太田喜久子、片田範子、小泉美佐子、高橋真理、田村やよひ、
正木治恵、リボウィッツよし子（事務局：横田、伊藤（記録）、潮）

議長：中山洋子（代表理事）

I. 開会

全理事 13 名のうち、出席者 9 名、欠席者 4 名により、定款第 30 条に基づき理事会が成立することが確認された。

II. 議長選出

定款第 29 条により議長は代表理事の中山洋子、記録は福島県立医科大学の伊藤由里子で行われた。

III. 議事録署名人選出

定款第 30 条では、議事録署名人は、代表理事と監事となっているが、監事が急遽欠席のため、検討の結果、代表理事中山洋子と理事の野嶋佐由美とした。

IV. 議題

中山会長より以下の内容が報告された。

法人化の手続きが無事に終了した。設立月日は平成 22 年 6 月 25 日となる。会員校への周知方法について検討して、報告を早急に行う。

会員校への報告にあたり、設立時理事・幹事および代表理事の任期の問題を整理する必要がある。設立時理事・幹事および代表理事の任期は、法人化が成立してから 2 年となっているため、今年度で任期が終了する理事・幹事は、その時点で退任という手続きが必要となる。また今年度で退任された理事・幹事の後任者の任期は、前任者の任期の残存期間の 1 年となる。

1. 第 2 回役員会議事録（案）の承認（資料 1）

第 2 回役員会議事録案は承認された。

2. 総会議事録（案）の確認（資料 2）

総会議事録案が理事により確認された。

3. 専門看護師教育課程認定手続きの説明会および定期総会出席状況の報告（資料 3-1、3-2）

資料に基づき事務局伊藤から以下の内容が報告された。

- ・日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定手続きの説明会の出席校は、国立 28 校、公立 25 校、私立 48 校、合計 101 校であった。
- ・日本看護系大学協議会総会の出席校は、国立は 43 校、公立 44 校、私立 95 校、合計 182 校であった。欠席校は、公立 2 校、私立 9 校の合計 11 校であった。

4. 第1回社員総会に向けての今後の動き

事務局横田より、以下の事務局案が提案された。

- ・選挙規程を整えてから社員総会を開催したい。またその後には、役員選出の選挙が控えている。この二つの兼ね合いから、12月あるいは来年1月初めに第1回社員総会を開催したい。
- ・第1回社員総会では、議決があり運営に人手が必要なことから、定期総会と同じ会場（福島の前）で開催したいと思うが、会場予約ができた月日は前述の条件では、12月24日(金)である。役員選出に必要と思われる期間を考慮しても、12月24日(金)の開催で問題はないこと、福島での開催も妥当であることが了解された。

5. 定款施行細則(案)および役員選出規程、委員会規程等について (資料 4-1,4-2,4-3,4-4)

1) 委員会ならびに規程・細則と担当者の確認

<委員会名称、規程・細則名称>	<担当者>
・看護学教育質向上委員会	正木理事, 小泉理事
・看護学教育評価委員会	高橋理事
・専門看護師教育課程認定委員会	田中委員, 野嶋理事
・高等教育行政対策委員会	中山代表理事
・広報・出版委員会	片田理事
・高度実践看護師制度推進委員会	田村理事
・国際交流推進委員会	リボウィッツ理事
・定款施行細則	片田理事
・役員選出規程	野嶋理事
・選挙管理委員会規程	野嶋理事
・委員会規程	事務局, 片田理事
・会計規程	事務局会計
・事務局規程	事務局

2) 定款施行細則(案)に関して

施行細則に関して以下の内容が了解された。

(1)社員総会で社員の代理を出す際の委任については、下記のような内容を細則に明記する。

「登録している代表者が総会に出席できない場合は、その会員校の中から代理を出すことができる。」

(2)常設委員会に関する「委員は広く会員校から求める。」と趣旨の内容は、下記のいずれかの形で明確にすることが了解された。

- ①施行細則第5条3項として追加する。
- ②委員会規程に盛り込む。
- ③理事会の議事録に残す。

3) 専門看護師教育課程認定規程ならびに専門看護師教育課程認定細則、専門看護師教育課程認定委員会に関して

以下のような意見が出されて、検討された。

- ・専門看護師教育課程認定規程の第4条2項と第19条に関しては、委員会の円滑な運営を考慮する

と、委員長の選出方法と規定の改定手続きは見直す必要がある。

- ・ 現行の委員長を委員の互選で選出する方法では、必ずしも理事が委員長を兼ねるとは限らないため、委員長が理事会に出席できない場合が生じる。この場合、委員会と理事会との連携が円滑に進みにくいため「専門看護師教育課程認定委員会の委員長は指名理事とすることができる」という条文を定款施行細則に明記した方がよい。
- ・ 定款施行細則に明記する場合、「専門看護師教育課程認定委員会」と特定するのか、「特に高い専門性を有するような委員会の場合」とするのか慎重に決める必要がある。今後、専門看護師教育課程認定委員会のような委員会を設置した際の対応も踏まえて決定する必要がある。

上記の検討の結果、以下の内容が承認された。

- ・ 定款施行細則第 8 条(理事の員数)に「専門看護師教育課程認定委員会の委員長は指名理事とすることができる。」を加える。
- ・ 定款施行細則に合わせて、専門看護師教育課程認定規定第 4 条を「委員会の委員長は代表理事が指名する。」とする。
- ・ 専門看護師教育課程認定規定には、審査料等も含まれているので、第 19 条は現行通りとする。
- ・ 現行の専門看護師教育課程認定規程には、委員会規程と教育課程の認定規程の 2 つの要素が含まれている。認定委員会規程と教育課程認定規程とに仕分けして整理し、細則を整備する。この担当は、野嶋理事と田中委員長とする。

4)各委員会に関する規程(案)に関して (資料 4-4)

委員の構成や委員長の選出に関して検討され、以下の内容が承認された。

- ・ 第 4 条(委員の構成)は、「本委員会は、委員長および社員に推薦された者〇名によって構成する。」と修正する。
- ・ 委員の構成メンバーの約 3 分の 1 は継続の形にすることは、理事会の合意事項とする。
- ・ 一つの大学が複数の委員会の委員を占めること、一人の理事が複数の委員会の長を兼ねることは避ける。これに関しては理事会の議事録に残す。
- ・ 各委員会規程を作成する上で、全委員会に適用される委員会規程を規定し、必要に応じて各委員会規程を作成する。
- ・ 委員会規程(案)は、事務局が担当する。案作成後、各理事に確認してもらい、その内容を踏まえた上で、各委員会に即した規程を作成し、9 月初めに神田事務局に提出する。

5) 役員選出規程(案)に関して (資料 4-2)

野嶋理事よりこれまでの経緯が説明され、役員任期や会員校が代表者を変えた場合の対応について討議され、下記の内容が承認された。

- ・ 本協議会の理事および幹事は利益代表ではないため、役員選出に関しては、設置主体(国立・公立・私立)を反映させない方針をとる。
- ・ 設置主体が問題となる課題を取り扱うのは、むしろ「高等教育行政対策委員会」である。そのため、この委員会規程において、委員構成は設置主体を反映させる。役員選出規程(案)と高等教育行政対策委員会規程(案)の趣旨を会員校に伝え、意見を集約する。必要に応じて再度、検討する。
- ・ 規程(案)第 8 条を「この規程の改正は、総会の議決による」に修正する。
- ・ 規程(案)第 3 条の 3 項に「被選挙人は、2 期以上の理事を輩出した会員校の代表者以外とする。」を加える。社員が社員でなくなったときの手続きに関しては、役員選出規程ではなく定款施行細則の

中で規定する。

- ・定款施行細則第9条(役員の任期)は、「役員が任期中に会員校の代表者としての立場をなくした場合、会員校の了解を得て役員の任期を継続することができる。」に修正する。
- ・公示の決定等のスケジュールに関しては、選挙管理委員会が決めるため選挙管理委員会規程が必要になるので、役員選出規程と合わせて、野嶋理事が作成し、提案する。
- ・役員選出規程ならびに選挙管理委員会規程は、10月に会員校に配布し、意見を求める。

6)その他

検討の結果、以下の内容が承認された。

- ・データベース整備・検討委員会については、規程は作成せずに運用マニュアルで対応する。
- ・会計規程案は事務局会計担当が作成する。
- ・事務局規程案は事務局が作成する。

6. 平成22年度各事業活動の経過報告

1) 高度実践看護師制度推進委員会 (資料5-7)

田村理事より資料に基づき、第2回委員会(6月25日開催)について報告された。

第2回委員会では、総会に先立って実施した「チーム医療の推進に関する検討会報告書と特定看護師(仮称)に関する意見交換会」で出された意見について検討した。また、総会での決定に基づき特定専門看護師教育内容検討委員会を設置することとし、今年度の活動スケジュールを検討した。この委員会の各専門領域の検討は、現在の専門看護師教育課程認定委員会専門分科会長に依頼することになったこと、そのために田村理事と田中美恵子専門看護師教育課程認定委員長の連名で依頼文を出すこととした旨の報告があった。

厚生労働省特定看護師(仮称)調査施行事業への対応としては、中山代表理事と田村理事の連名で専門看護師教育課程を有している大学に応募の要請をすることとした旨の報告があり、了承された。

2) 看護学教育評価委員会 (資料5-8-1,5-8-2)

高橋理事より、資料に基づき以下の内容が報告された。

平成23年3月5日に北里大学白金公舎において、モデル・コア・カリキュラムWGと一緒に研修会の開催を予定している。また平成21年度に実施した看護学分野における学士課程評価基準についてのアンケート調査結果がまとまった。

3) データベース整備・検討委員会

太田理事よりデータベースの調査に関して、山手情報処理センターに委託を決定したこと、秋には調査を実施する予定であることが報告された。

4) モデル・コア・カリキュラムWGについて

野嶋理事より以下の内容が報告された。

- ・モデル・コア・カリキュラムに関する調査には121校から回答を得て、様々な意見を頂戴した。
- ・6月24日に高等教育行政委員会で結果を報告した。250ある教育内容のコンセプトの中で、基本的な人権の尊重、看護の倫理というコンセプトについては抽象度が高いという意見があった。
- ・研究班では、看護の実践能力としてあげている20項目と卒業時の到達目標としてあげている60項目は現行のままとし、教育内容については、学習目標という形でもう少し検討していく予定である。

この報告を受けて、以下の内容が確認された。

- ・看護が将来どのような看護職者を育成しようとしているかを社会に提示できるような内容に、整備する。
- ・モデル・コア・カリキュラムという言葉では、誤解を招くおそれもあるため、看護学基礎教育におけるコアあるいはカリキュラムのコアという形の位置づけにした方が望ましい。

7. その他

1) 会員校名簿について

事務局より以下のことが提案され、了解された。

- ・会員校名簿の変更は、原則として会員校から事務局への変更届が出された上で修正することとする。
- ・現在、文部科学省から頂いている看護系大学ならびに大学院一覧は、総会時に参考資料として配布し、その内容を以て名簿の変更は行わないこととする。

2) ホームページの更新状況

事務局より以下の報告がされた。

- ・専門看護師教育課程認定に関するホームページの修正は5月に終了した。
- ・平成21年度の定期総会および臨時総会の議事録、平成22年度第1回役員会議事録は更新した。
- ・新会員校の更新は終了した。

3) ホームページのメンテナンスについて

各会員校が開催する研修会等の情報を本協議会のホームページに掲載して欲しいという要望に関しては、現状ではホームページのメンテナンス専任の職員がいるわけではないので、対応は難しい。法人化に伴い、このような会員校からの要望に応えるためには、ホームページのメンテナンスに要する費用や専任の人員確保について、社員総会で会員校に説明し、検討してもらう必要性が確認された。

以上、平成22年7月4日開催の一般社団法人日本看護系大学協議会の協議内容に相違ないことを証明するため、署名捺印する。

平成 22 年 12 月 11 日

代表理事氏名

中山 洋子



(印)

理事氏名

野嶋 佐由美



(印)